

広報とよおか

新年号
2023
VOL.383

- 2ページ 新年のご挨拶
- 4ページ お知らせ宅配便
- 14ページ 健康とよおか21 元気が大好き♪
- 15ページ 笑顔きらきら子育て広場です
- 16ページ フォトリポート
- 18ページ こんにちは農業委員会です
- 19ページ とよ旅タイムス
- 20ページ くらしの情報



新年のごあいさつ

村長 下平喜隆



新年明けましておめでとうございます。村民の皆様にはいかがお過ごしのことでしょうか。

中国武漢に始まったと言われる新型コロナウイルスのパンデミックに世界中が翻弄されて4回目の正月を迎えました。しかしながら、現在新型コロナウイルスを特別な感染症として国民を挙げて大規模な社会的・医療的対策を講じて大騒ぎしているのは、世界中でも我が日本国だけと言つても過言ではないでしょう。

いやいや、中国はゼロコロナ政策を遂行するため大規模なロックダウンを各地で行い、ゼロコロナが不可能と察するや

突然の規制解除を行い大混乱に陥っていて、もっとひどい

と思われる方もいることでしょう。しかし分析をしてみると、

中国のゼロコロナ政策は習近平体制存続を賭けた博打に近い

政策でした。中国ではファイザーやモデルナの新型コロナに

有効とされる messenger-RNAワクチンを輸入しません

海外ではすでに新型コロナを特別に危険な感染症と定義しなくなり、以前の普通の生活を取り戻している國々の様子が報道されるたびに、いったい我が國はこの後、第何波の流行まで医療警報や自主的な行動制限を繰り返し、仕事や学校、社会活動を犠牲にしていくのかと考えると、気が滅入つてくるのは私だけでしょうか。

新型コロナを感染症2類相当から1類に指定し直し、高価なワクチン代や薬代については新たな対応を政府に検討していただきたいです。病院としても職員の濃厚接触やり患の場合の対応、患者のゾーニングを2類感染症のインフルエンザと同等にすることが可能となります。また、2類相当から見直すことで発熱患者を受け入れる病院もある程度は増えると予想され、医療ひとつ迫を緩和できます。ようやく年度末に向けての感染症レベルの見直しを政府が新型コロナ感染症対策委員会に指示をしたとの報道もありました。

最近東京の出張が多い中で感じのですが、一番感染やすい屋内ではマスクを外して飲食、歓談しているのに、ほぼ感染しないと指摘されている屋外では全員がマスクをしている、こんなへんてこな日本人の同調圧力とマスクが煽るニュースが共鳴した結果生まれた不思議な空氣。そんな空気は支配されているため、マスクをいつまでもしたままの子ども達。今こそ内閣の強いリーダーシップにより、たとえ大きな反対にあったとしてもコロナ禍からの出口戦略を実行していただき、健全な社会を一刻も早く取り戻していただきたいものです。

さて、昨秋は3年ぶりに「どよおかまつり」をほぼ平常の形で開催することが出来ました。天候に恵まれた11月12日(土)には、飯田下伊那の収穫祭として最大と言われる「どよおかもつり」でも、これまで一番の来場者数でぎわったのではないかでしょうか。

勇気を持ってお祭りを開催していただいた実行委員の皆様、ご来場いただいた運営に携わっていただいたスタッフの皆様、ご来場いただいた



でした。あまり効果が見込めないと言われる国产の不活性ワクチンだけです。さらに新型コロナに効果がある経口薬もありません。また、医療機関は、都市部には大きな病院がありますが、田舎の医療資源は凄まじく貧弱です。つまり中国で新型コロナの大流行が起ると高齢者を中心とした大量の重症者、死亡者が現れ、社会的なパンニックが発生し、生涯の独裁体制を築こうとしている習近平体制にはこうびが生まれる可能性があります。そのため、新型コロナが完全に弱毒化するか、国产の有効なワクチンが開発されるか、巨大化したPCR検査産業の利権なども絡み、解除するための社会的理由が見つかるまでのタイミングを探していました。

そのタイミングが、サッカーのワールドカップ中継が放映され、マスクなしで自由にふるまっているその様子が、まるで違う惑星で開催されているかのように中国国民の目に映り、大規模な政府批判のデモが各地で起きた事が起因でした。

所得税の確定申告・村県民税の申告 申告相談のお知らせ

③持ち物を用意しましょう

申告相談持ち物チェック票

チェックしてご利用ください。

◆マイナンバーカード ※印鑑は不要

□マイナンバーの確認書類及び本人確認書類(必須)

マイナンバーカードか、通知カード
土本人確認書類(免許証など)

□申告される方名義の預貯金口座がわかるもの(所得税が還付になる方)

□確定申のお知らせはがき(税務署から送付された方)

◆令和4年中の収入が明らかになる書類

□給与や年金の源泉徴収票または支払額証明書(原本)

□営業や農業、不動産の収支内訳書

※必ず作成してお持ちください。

□上記以外の所得があった方は、収入金額、必要経費の確認ができる書類など

◆控除を受けるための証明書など

※証明書類がないと、控除が受けられない場合があります

□生命保険料(一般分・介護分・個人年金分)・地震保険料の控除証明書

□国民年金など社会保険料の支払額証明書または領収書

□身体障害者手帳、障害の等級が確認できる書類(障害者控除を受ける方)

□医療費控除の明細書※

□寄附先の法人や自治体などから交付される寄附金受領証明書

□税務署が交付した令和4年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、借入金の年末残高証明書(2年目以降の特別控除を受ける方)

※医療費の領収書を人ごと、病院・薬局ごとに合計し、健康保険や生命保険で補てんされた場合はこれを差引て医療費控除の明細書を作成してください。必ず作成してお持ちください。

②申告の会場・日程を確認しましょう

豊丘村役場の申告相談について

★令和5年の申告相談から会場を役場会場一か所とさせていただきます。
～コロナ禍での申告相談にご協力ください～
※会場での待合人数の制限を行います。(お車でお待ちいただく、一旦帰宅される等の対応をお願いします。)
※状況により予約制や一日の受付人数の制限をする場合があります。(その場合は、有線放送等で広報を行います。)

月	日	曜	会場	割 当 地 区		e-tax
				午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (1:00 ~ 4:00)	
2	16	木	豊丘村役場	胡芝・西部・中宮	上垣外・東・菖蒲ヶ沢・駒沢・堂平	○
2	17	金		長沢・上佐原	笛久保・下佐原	○
2	20	月		壬生沢西・壬生沢南・寺島一・寺島二・本村・壬生沢東・壬生沢北	千駄木・奥内	○
2	21	火		滝川・市ノ沢	筏・柄山日影	○
2	22	水		北垣外・八王子	寺垣外・中部二	○
2	24	金		中部三・中部	地蔵道	○ ○
2	26	日	豊丘村役場	平日の申告が困難な方		
2	27	月		【予備日】		○
2	28	火		中芝・中平		○
3	1	水		柿外土	北市場一	○
3	2	木		城・山田	北市場二	○
3	3	金		北村	北市場三・豊丘団地	○
3	6	月		【予備日】		○
3	7	火		南市場	林原・木門	○
3	8	水		林里一	林里二	○
3	9	木		北入・上村	上市場・古畑・古瀬	○
3	10	金		下市場	伴野原・大柏	○ ○
3	13	月		小園		○
3	14	火		予備日		○
3	15	水		予備日		○

※割当日時に都合の悪い方は、割当地區以外の日程にお出かけいただいても結構です。
※2月26日(日)の申告相談は午前中のみ行います。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。
※例年受付者数の多い割当地區の日程では、午前の受付を25番程度までとし、午後に再来応接いただくことがあります。
※セキュリティー事故防止の観点から、堀越区民会館・佐原区民会館・壬生沢福島集落拠点施設会場は廃止し、役場会場一か所とさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

税務署の確定申告会場について

◆所得税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会 場 飯田高羽合同庁舎4階(飯田市高羽町6丁目1番5)
期 間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)(土祝日を除く)
※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日(水)以前でも受け付けております。なお、LINEの国税庁公式アカウントで予約が必要です。
時 間 相談受付：8時30分～16時 (9時～相談開始)

確定申告には、パソコン・スマホでご利用いただける e-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。ぜひ e-Taxをご利用ください。

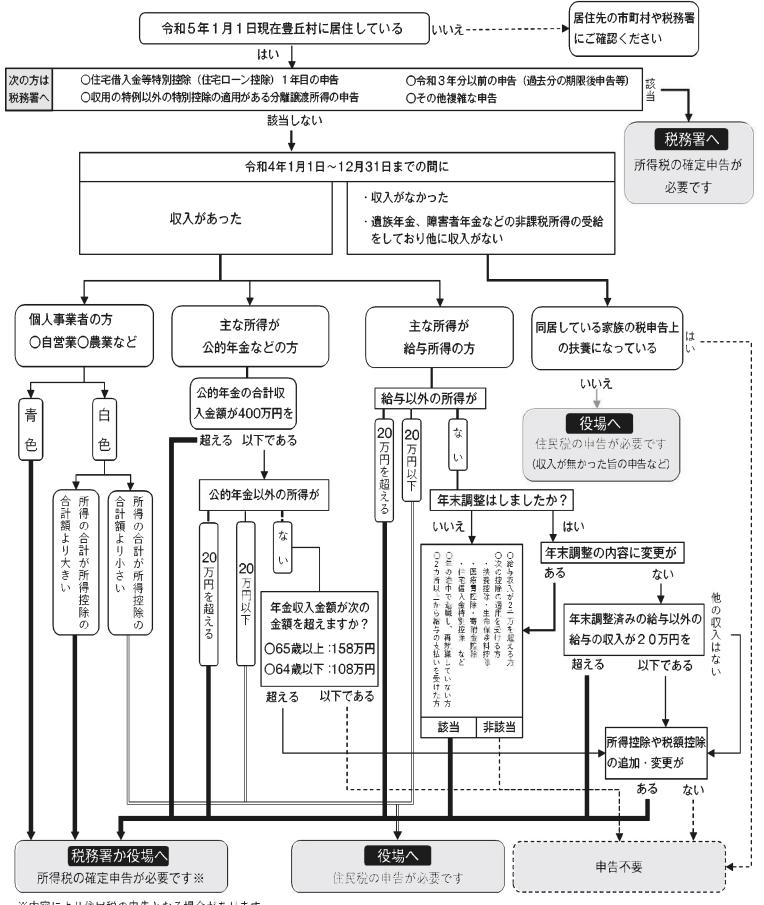
申告相談に向けた3つのステップ

③申告相談の持ち物を用意

②税務署の確定申告会場について確認

①申告相談が必要かどうか

①申告が必要かどうかチェックしてみましょう



```

graph TD
    A["令和5年1月1日現在豊丘村に居住している  
いえ-----> B[居住先の市町村や税務署にご確認ください]"]
    A["はい-----> C[次の方は  
○住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)1年目の申告  
○収用の特例以外の特別控除の適用がある分離課税所得の申告  
○令和3年分以前の申告(過去分の期限後申告等)  
○その他複数の申告  
該当-----> D[税務署へ  
所専税の確定申告が必要です]"]
    C["該当しない-----> E[令和4年1月1日～12月31日までの間に  
・収入があった  
・収入がなかった  
・遺族年金、障害者年金などの非課税所得の受給をしており他に収入がない  
E-----> F[個人事業者の方  
○自営業○農業など  
F-----> G[青色  
●所得の合計より大きい  
G-----> H[所得の合計より小さい  
H-----> I[所得の合計が所得控除の  
合計額より大きい  
I-----> J[所得の合計が所得控除の  
合計額より小さい  
J-----> K[公的年金の合計収入金額が400万円を超える  
以下である  
K-----> L[公的年金以外の所得が  
20万円を超える  
以下である  
L-----> M[年未調整はしましたか?  
M-----> N[年未調整の内容に変更がある  
ある-----> O[年末調整済みの給与以外の  
給与の収入が20万円を超える  
以下である  
O-----> P[所得控除や税額控除の  
追加・変更がある  
ある-----> Q[他の収入はない  
ない-----> R[税務署へ  
所得税の確定申告が必要です*  
R-----> S[役場へ  
住民税の申告が必要です  
S-----> T[申告不要]]]
        M-----> N[年未調整の内容に変更がない  
ない-----> R]
        N-----> P
        P-----> Q
    ]
    E-----> F
    F-----> G
    G-----> H
    H-----> I
    I-----> J
    J-----> K
    K-----> L
    L-----> M
    M-----> N
    N-----> P
    P-----> Q
    D-----> E
    D-----> F
    D-----> G
    D-----> H
    D-----> I
    D-----> J
    D-----> K
    D-----> L
    D-----> M
    D-----> N
    D-----> P
    D-----> Q
    D-----> S
    D-----> T
    D-----> U[申告不要]
    D-----> V[役場へ  
住民税の申告が必要です  
V-----> W[申告不要]]
    D-----> X[税務署へ  
所得税の確定申告が必要です*  
X-----> Y[申告不要]]
    D-----> Z[申告不要]]]
    
```

(5) 広報とよおか R5.1.16

広報とよおか R5.1.16 (4)

国民健康保険税等の社会保険料控除について

税務会計課 税務係
☎ 35-19051

人権擁護委員に今村 貴美子さん（中立）
が再任されました。

健康福祉課 福祉係
☎ 35-19060
飯田人権擁護委員協議会
（長野地方法務局飯田支局内）
☎ 0265-2210014

年末調整や確定申告で、令和4年中（1月1日～12月31日）に納めた国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除として所得税及び住民税の課税対象となる所得から差し引くことができます。

控除を受けるために必要な納付額証明書は役場税務係にて発行しますので、使用される方は申請をお願いいたします。

- 申請には本人またはご家族の方がお越しください。
- 年末調整で控除された方は、重複して確定申告（所得税、住民税）で控除することはできませんので、ご注意ください。

人権擁護委員は、地域の住民の中から、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市区町村が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の方です。今回、人権擁護委員の任期満了に伴い、今村貴美子さんが令和5年1月1日付けで再任され、法務大臣から委嘱を受けました。

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的人権が侵犯されることのないよう努めています。使命としています。

豊丘村の人権擁護委員は前記の今村さんと、山田の木下志保里さんが任命されています。

人権擁護委員は、いつでも住民の皆さんとの人权相談に応じ、人权の侵害があればその

うに監視し、もしこれが犯された場合には、その救済のために速やかに適切な処置を探ることとも、常に自由人权思想の普及高揚に努めることを使命としています。

豊丘村の人権擁護委員は前記の今村さんと、山田の木下志保里さんが任命されています。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

人権問題でお困りの方はご相談ください。

村からの情報をお届けするアプリができました！

現在、各家庭の専用スピーカーで流れる音声告知放送は令和5年1月末で終了します。村では従来の情報伝達に替わる、新たな行政情報配信システムを構築しました。それが豊丘村公式アプリ「とよおか防災行政ナビ」です。ぜひ、アプリ「ライフビジョン」のインストールをお願いします！

■ Apple 製品をお使いの方
カメラアプリを起動し QR コードを写すと、「App Store で表示する」という通知が表示されます。通知をタップすると、インストール画面に移動します。



■そこのほかの端末 (Android) をお使いの方
カメラアプリを起動し QR コードを画面内に収めます。自動的に読み取る機種もあります。通知をタップするもの、撮影モードの変更が必要なもの、長押しするものなどがあります。



■インストール・初期設定について
アプリの紹介やインストール方法、初期設定の手順は、村のウェブページで詳しく説明しています。「豊丘村 アプリインストール方法」で検索ください。QR コードは株デンソーウエーブの登録商標です。

総務課広報係 ☎ 35-9052

第11回特別弔慰金の請求期限が近づいています。 令和5年3月31日までにご請求ください。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、要件に該当する先順位の方お一人に支給されます。

○特別弔慰金 額面25万円（5年償還の記名国債）
○請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
※期限を過ぎると請求することができなくなります。（なお、令和2年4月以降に請求をして現在受けられている方はこのことについてお手続きは不要です。）
○請求・お問い合わせ窓口

健康福祉課 福祉係 ☎ 35-9060

「マイナポイント」を受け取ることができる マイナンバーカードの申請期限が 令和5年2月末まで延長されました

上記の申請期限延長は 今回が最後 のようです！

マイナンバーカードを申請するには
・
・
・
・

【役場でのマイナンバーカード申請受付】

平日 8：30～17：15（月曜日のみ19：00まで）
※写真を無料で撮影いたします。
※できあがったカードをご自宅で受け取れます。

【QRコード付き交付申請書で申請】

昨年11月から12月上旬にかけてカード未取得者に送付されているQRコード付きマイナンバーカード交付申請書を使用することで、来庁することなく、スマートフォン等によるオンラインまたは郵送により簡単に申請することができます。

【携帯電話ショップや郵便局で申請】

携帯電話ショップや郵便局で手続きをサポートしてもらいながら申請することができます。詳しくは各ショップ・各郵便局へお問い合わせください。

マイナポイントのポイント申込期限、カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限及び公金受取口座登録期限については、2月末までにカードを申請された方が適切にポイント申込等ができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を勘案し、今後適切な時期に改めて公表される予定です。

税務会計課 窓口係 ☎ 35-9059

水道料金及び下水道

水道料金の改定について

水道事業は、令和3年度から耐用年数（40年）を超えた水道管更新工事と水道管更新に伴う給水管入替工事を行っています。この事業全体の計画期間は25年間、総事業費は約52億円を見込んでいます。

事業費の財源は、事業費の3分の1は国庫補助金を充て、3分の2は企業債を充てます。企業債は30年間かけて償します。このことから、現状の水道料金では令和9年度に財政赤字（グラフ1 広報とよおか12月号5ページ参照）になっ

また、消費税法の改正により令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されます。現行の満の切り捨て」に改定する必要があります。

今回の料金改定を行っても、今後の更新工事の事業費によっては財政赤字になってしまうことが予想されます。概ねない場合は、水源開発基金（現在残高9,032万円）の基金取り崩しを実施（グラフ2 広報とよおか12月号5ページ

改定内容　・現行の基本料金及び超過料金を10%増額に改定します。

【水道料金の試算】

	①(2人世帯)		②(4人世帯)	
	現行	10%増	現行	10%増
基本料金 16m ³ まで	2,500	2,860	2,500	2,860
①超過料金 1m ³ 当たり 140円×8m ³ 分	1,120	1,232		
②超過料金 1m ³ 当たり 140円×22m ³ 分			3,080	3,388
③超過料金 1m ³ 当たり 140円×44m ³ 分 (17m ³ ～60m ³ 分まで)				
④超過料金 1m ³ 当たり 160円×8m ³ 分 (60m ³ ～68m ³ 分まで)				
小計	3,720	4,092	5,680	6,248
消費税相当額	372	409	568	624
端数切捨調整	△32	0	△88	0
合計(2ヶ月)	4,060	4,501	6,160	6,872
1ヶ月当たり	2,030	2,251	3,080	3,436
1ヶ月当たりの差額		221		356

水道料金については、4・5月分の料金を6月に請求させていただいているので、令和5年6月の請求分から適用とな

下水道使用料の改定について

消費税法の改正により令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されます。インボイス切り捨てに改定します。今回の改定はインボイス制度の導入による適正な消費税申告を行うための改定となります。

改定内容　・消費税込料金「10円未満の切り捨て」を「1円未満の切り捨て」

【下水道使用料の試算】

	①(2人世帯)		②(4人世帯)	
	現行	改正後	現行	改正後
世帯割 1,060円×2ヶ月	2,120	2,120	2,120	2,120
人員割 750円×世帯員数×2ヶ月	3,000	3,000	6,000	6,000
小計	5,120	5,120	8,120	8,120
消費税相当額	512	512	812	812
端数切捨額	△32	0	△52	0
合計(2ヶ月)	5,600	5,632	8,880	8,932
1ヶ月当たり	2,800	2,816	4,440	4,466
1ヶ月当たりの差額		16		26

下水道使用料については、4・5月分の使用料を5月に請求させていただいているので、令和5年5月の請求分から物価が高騰している中ではありますが、料金改定に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

使用料の改定について

います。また、令和5年度からは新配水池の建設の基本設計を行い、令和6年度以降には主要配水池の耐震化工事等も計画しますが、償還金の2分の1は一般会計から繰り入れ、残りの償還金は水道料金を主な収入としている水道事業会計で支出してしまうため水道料金の改定が必要です。

消費税込「10円未満の切り捨て」の料金は消費税を正確に反映できていないことから、正確な消費税を反映するため「1円未満の切り捨て」に改定する必要があります。

5年後の令和9年度頃に水道料金審議会を改めて開催し、水道料金について再度検討していただきますが、財政赤字を回避で参照)し、財政赤字を回避できるよう事業推進を図っていきます。

・消費税込料金「10円未満の切り捨て」を「1円未満の切り捨て」に改定します。

③(6人世帯)	現行	10%増
	2,600	2,860
	6,160	6,776
	1,280	1,408
	10,040	11,044
	1,004	1,104
	△224	0
	10,820	12,148
	5,410	6,074
		664

①2人の世帯 * 2ヶ月で441円の増額となり1ヶ月当たり221円の増額となります。
 * 1年間で221円×12ヶ月=2,652円の増額となります。

②4人の世帯 * 2ヶ月で712円の増額となり1ヶ月当たり356円の増額となります。
 * 1年間では356円×12ヶ月=4,272円の増額となります。

③6人の世帯 * 2ヶ月で1,328円の増額となり1ヶ月当たり664円の増額となります。
 * 1年間では664円×12ヶ月=7,968円の増額となります。

端数切捨額・・・現行の水道料金は1m³当たり
 超過料金(17m³～60m³分) 140円+消費税相当額=154円を150円
 超過料金(61m³～200m³分) 160円+消費税相当額=176円を170円
 超過料金(201m³～) 180円+消費税相当額=198円を190円
 で請求しているため端数切捨額が発生しています。

りますのでよろしくお願ひいたします。

制度は水道料と同様に下水道使用料（税抜）に対する消費税額を正確に表記する必要があるため、下水道使用料も1円未満の

に改定します。

③(6人世帯)	現行	改正後
	2,120	2,120
	9,000	9,000
	11,120	11,120
	1,112	1,112
	△72	0
	12,160	12,232
	6,080	6,116
		36

①2人の世帯 * 2ヶ月で32円の増額となり1ヶ月当たり16円の増額となります。
 * 1年間で16円×12ヶ月=192円の増額となります。

②4人の世帯 * 2ヶ月で52円の増額となり1ヶ月当たり26円の増額となります。
 * 1年間では26円×12ヶ月=312円の増額となります。

③6人の世帯 * 2ヶ月で72円の増額となり1ヶ月当たり36円の増額となります。
 * 1年間で36円×12ヶ月=432円の増額となります。

端数切捨額・・・現行の使用料は1m³当たり
 世帯割 1,060円+消費税相当額=1,166円を1,160円
 人員割 750円+消費税相当額=825円を820円
 で請求しているため端数切捨額が発生しています。

適用となりますのでよろしくお願ひいたします。

建設環境課 上下水道係 ☎ 35-9058

広報とよおか R5.1.16 (8)



環境係からのお知らせ

身近にできる!

SDGsの取り組み

「ごみの分別・減量」



① ごみの分別

② 「3ない生活」のすすめ 生ごみを減量しよう!

指定ステーション内コンテナに出す。
廃棄電

③ 捨てない
野菜などの皮を剥くときは
食べられる部分を必要以上
に取り除かないようにし、
無駄なく使いましょう。

ルールを守りましょ
う。指定袋に入れて出しましょ
う。指定袋には氏名の記入を
してください。

● 豊丘指定袋（容器包装フ
ラ・金物類・アルミ缶・埋立・
焼却灰）は村内販売店で購入
してください。

目標)とは、地球の環境や貧困などさまざまな課題を解決しながら世界中の人々が豊かで幸せに暮らせるよう、2030年の達成を目指して定められた国際社会共通の開発目標のことです。村でも公民館での学習会や講演会の開催などで周知と推進をしています。

このごみの分別や減量はSDGsの17の目標のうち、12番「つくる責任つかう責任」のターゲット5の「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」があります。

身近にできるSDGsの取り組みとして、ごみの分別・減量があります。

始めてみませんか。

- 容器包装プラスチック・ビニール
- ベットボトル
- ふたとラベルは取り、軽くゆすぎ、踏みつぶす。
- アルミ缶
- Aの識別マーク。缶の中や煙草等ごみを入れない。
- パン
- 口元の色で白・茶・その他
- ゴミの色で分別し、指定日時に
- ①買いすぎない
 - お買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な食品だけ購入しましょう。
 - バラ売り、量り売りを利用して適量を購入しましょう。
 - ②作りすぎない
 - 食べ残さないよう、食べきりすぎないように、食べき
- ③捨てない
 - 野菜などの皮を剥くときは食べられる部分を必要以上に取り除かないようにし、無駄なく使いましょう。



- ルールを守りましょ
う。袋が違ひ収集されないごみ
があります。
- 指定袋には氏名の記入をしてください。
- 豊丘指定袋（容器包装フ
ラ・金物類・アルミ缶・埋立・
焼却灰）は村内販売店で購入
してください。
- お願いいたします。
- SDGsでは、自分ができ
る小さなことを積み重ねてい
くことが大切です。分別収集・
ごみの減量に皆様のご協力を
食べきりましょう。
- 消費期限が切れる前に使い
切り、期限切れによる食材
廃棄をしないようにしてま
しょう。
- 父親（松川町、高森町、豊丘
村、喬木村）の燃やすごみ専
用袋を購入してください。4
町村の販売店で購入するこ
とができます。
- 指定袋に入っていても、分
別が正しくないと収集しませ
ん。村の分別区分で、きちんと
と分別しましょう。
- 容器包装フラン紙製容器包
装、ベットボトルは資源ごみ
です。分別し、燃やすごみの
減量・再資源化にご協力くだ
さい。
- きちんと分別しましょう。
河川の水は農業用水など幅
広く利用されているため、水
質汚濁事故を起こすと周辺環
境に多大な影響を及ぼすだけ
でなく、事故処理の費用がか
かります。
- 水質汚濁事故を起こさない
よう十分注意し、豊かな水環
境の保全にご協力ください。
- 灯油や農薬など水質汚濁事
故を起こした、発見した場合
は、直ぐにご連絡ください

■ 収集日や収集時間を守りましょう。

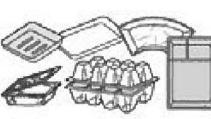
収集日以外や時間外に出されたごみを収集庫や指定ステーションで見かけます。「ごみ力レンダー」で確認して、収集日・収集時間を守りましょう。

このごみは、容器包装プラスチック・ビニール? 燃やすごみ?

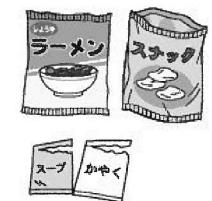
最近、容器包装プラスチック・ビニールの袋に、廃プラスチック(燃やすごみ)を入れてしまふ間違が多いです。容器包装プラスチック・ビニールに入るのはどんなごみか、今一度ご確認ください。

容器包装プラスチック・ビニールに出せるもの

・商品が入っていた容器類



・商品が入っていたトレイ、パック類



【プラスチック製容器包装の例】 商品の袋、お弁当や総菜を包んでいたラップ類



×容器包装プラスチック・ビニールに出せないもの 【間違いの例】

食品保存容器や袋（ジップロック・タッパー等）・洗濯ピンチハンガー・ざる等



灯油などの流出事故に注意しましょう



材質がビニールやプラスチックで、商品が入っていた容器または商品を包んでいたものです。商品を消費または商品と分離した場合に不要になるものです。

④の識別マークが印刷されています。

令和5年「統一地方選挙」の日程と 明るい選挙の周知について

■令和4年11月18日に、統一地方選挙の日程が下記のとおり決定されました。

【前期】長野県議会議員選挙：令和5年4月9日（日） [告示日 令和5年3月31日（金）]
 【後期】豊丘村長・豊丘村議會議員選挙：令和5年4月23日（日） [告示日 令和5年4月18日（火）]

■豊丘村内での明るい選挙の推進

「三ない運動」をご存じですか？
 政治家の寄附は禁止（贈らない）！ 政治家の寄附を求める！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止！ 有権者が政治家に寄附を求めるのも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会が多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄贈や贈り物を求めるのも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現させましょう。



次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義で寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的での勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるのも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関して、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国・地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

○政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

たき火等の火災をなくそう！

【これから時季は屋外の火の取り扱いに注意！】

令和4年火災
発生状況
(高森消防署管内)

総件数

17件

令和4年11月30日現在



たき火等が原因

11件

総件数の約65%

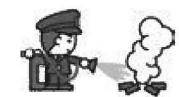


【廃棄物の野外焼却は禁止されています。】

※農業及び林業等を営むためやむを得ないとして行われる剪定枝等の焼却は例外として認められていますが、次の事を守ってください。

たき火 実施上の注意

- 付近に燃えやすいものがある場所では行わない。
- 消火のための水バケツや消火器を準備する。
- 空気が乾燥し、風が強い日には行わない。
- たき火実施中は、絶対にその場を離れない。
- たき火が終わったら必ず消火をする。



※ 事前に消防署へ連絡してください。

【たき火実施時の連絡先・問い合わせ】

高森消防署 0265-35-0119

座光寺分署 0265-53-0119



こんにちは！笑顔きらきら子育て広場です

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員 湯澤・仲宗根
(☎ 35-9078)

親子広場にサンタクロースがやって来ました！

12月のなかよしチャレンジクラスで「クリスマス会」を行いました。19組の親子が参加してくれてひと足早いクリスマスを楽しみました。紙皿を使ってのリースを作り、それぞれの親子が工夫をして、素敵なリースが出来あがりました。そのリースを部屋に飾って、クリスマス会を盛り上げました。

紙皿にシールやボンテンを「どこに貼ろうか」にこにこサンタの頭を 素敵なリースの出来上がりな？」と相談しながら親子で制作をしました。マジックで描きました。みんなで部屋に飾りました。

クリスマスの音楽が流れるごとに、サンタクロースがお友だちの前に登場しました。

プレゼントは何か？開けるのがたのしみだね！

サンタさんが「みんな、良い子になりますように！」と魔法をかけてくれました。最後に親子で、サンタさんに「バイバイ～！」と手を振ってお別れをしました。来年も来てくれるといいですね！

親子であそぼう「わらべうた」

ぶーぶーぶー たしかにきこえる ぶたのこえ (人差し指で鼻を上げてぶたのまね)
めーめーめー たしかにきこえる やきのこえ (やきのあごの下のひげをなてるまね)
ちゅんちゅんちゅん たしかにきこえる とりのこえ (両手を広げて羽ばたく鳥のまね)
(たしかにきこえる・手をたたく)

*しき遊びです。「ぶたはぶーぶーと鳴くんのだ。」と遊びの中で子どもは認識をしていきます。ゆつたりと歌いながら、遊びの中でいろいろな事に出会わせてあげましょう。

《令和5年1月1日「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。》

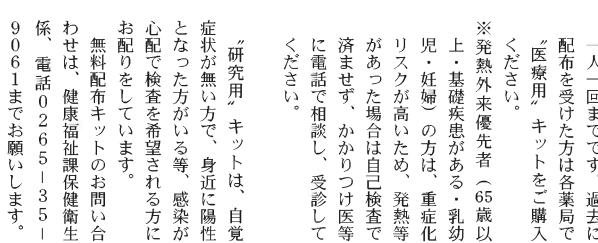
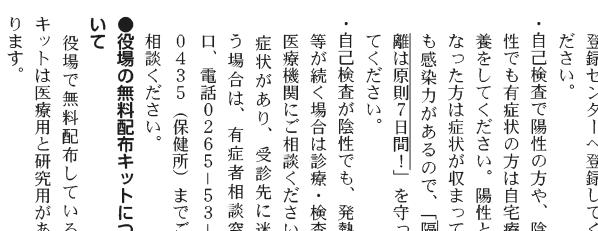
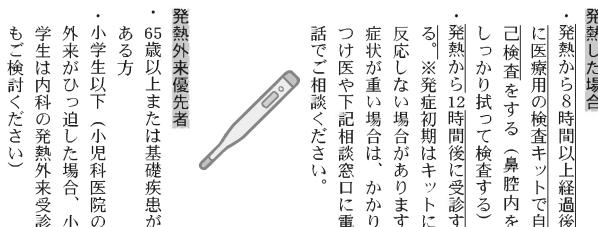
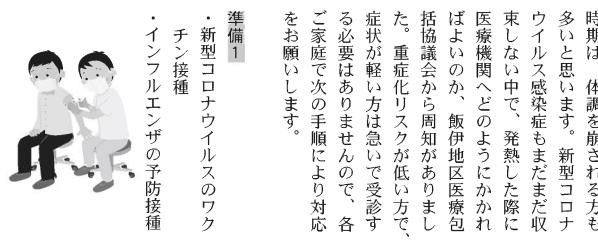
村内に所在する全ての子ども（原則18歳まで）及びその家庭並びに妊娠婦等を対象者に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの支援を行う支援拠点です。支援の専門性を持った相談員がチームで支援をする体制ができるように整備をしています。お気軽に、困っている事をなんでもご相談ください。

電話 35-9078 子育て支援係（保健センター内）

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性があります！

元気が大好き♪

健康とよおか21



健康福祉課保健衛生係
(☎ 35-9061)

準備1
・新型コロナ抗原定性検査キット（医療用）
・解熱鎮痛剤（アセトaminophen・パラセタモルなど）の事前購入

それ以外の方
・医療用キットの自己検査では、インターネットで「長野コロナ登録」を検索し、登録センターへ登録してください。
・自己検査で陽性の方や、陰性でも有症状の方は自宅療養をしてください。
・自己検査で陽性の方や、陰性でも有症状の方は自宅療養をしてください。
・自己検査が陰性でも、発熱等が続く場合は診療・検査医機関にご相談ください。
・自己検査が陰性でも、発熱等が続く場合は診療・検査医機関にご相談ください。
・自己検査が陰性でも、発熱等が続く場合は診療・検査医機関にご相談ください。

件は次の①～③を全て満たしている方になります。
①自覚症状がある
②65歳未満
③基礎疾患がない
④過去に村から「医療用」キットの配布を受けている方になります。
※「医療用」キットの配布は一人一回までです。過去に配布を受けた方は各薬局で「医療用」キットをご購入ください。
※発熱外来優先者（65歳以上・基礎疾患がある・乳幼児・妊婦）の方は、重症化リスクが高いため、発熱等があつた場合は自己検査で済ませず、かかりつけ医等に電話で相談し、受診してください。
※発熱外来優先者（65歳以上・基礎疾患がある・乳幼児・妊婦）の方は、重症化リスクが高いため、発熱等があつた場合は自己検査で済ませず、かかりつけ医等に電話で相談し、受診してください。

フォト・リポート

12月の出来事



ふるさと大使 故丸山克俊先生を偲ぶ会 山本博先生 ふるさと大使委嘱式

平成23年から村のふるさと大使として、多岐にわたり活躍をされた、故丸山克俊先生を偲ぶ会と、新しくふるさと応援大使をお願いする、山本博さんの委嘱式が12月17日に開かれました。この日は約60人が出席し、まず丸山先生を偲ぶ会が行われました。会では、村長の挨拶の後、丸山先生のご冥福を祈り黙とうをし、丸山先生の紹介と活躍の一部をまとめた映像を見ました。その後、参列者を代表し原みほ子さんがお別れの言葉を贈り、献花、親族のお礼のあいさつと進んでいきました。挨拶をした丸山先生の弟、恒夫さんは「映像で久しぶりに動いている兄を見て、こみ上げてくるものがあった。大勢の参加をいただいて心より感謝します」と話されました。

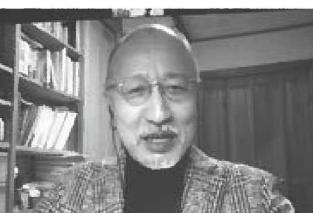
続いて、山本博さんのふるさと応援大使委嘱式が開かれ、村長から委嘱状が手渡されました。丸山先生と親交のあった山本さんは「子どもたちとの接し方など丸山先生の姿から学び、まずは楽しい話が絶えない村を目指し頑張ります」と就任にあたっての抱負を話されました。



リニアを見据え将来像を共有 北部まちづくりシンポジウム

講演で加藤義人さんは、「この地域は、3大都市圏すべてに2時間以内で移動できるようになる。新大阪開業時点での2時間圏域人口は、現在のおよそ20倍。取り組むべき課題を明確にし、地域一丸となって備えることができる、大きな発展が見込める」としました。

会には約70人が出席し、「リニアを見据えた北部まちづくり構想」の説明、岐阜大学客員教授 加藤義人さんの基調講演、パネルディスカッションなどが行われました。



県民の声を聞く 知事との県民対話集会

阿部守一知事が県内すべての市町村を訪問し、住民とテーマに沿って語り合、知事との県民対話集会が12月2日豊丘村で開かれました。

これは、知事が県民との関わりを増やそうと行っているもので、10月から約15の市町村で開かれています。

この日は、下平村長をはじめ村内

から40人余りが集まり「リニア開業を見据えた村づくり」をテーマに話し合いました。

参加者は家で食べられるのを楽し

みに漬物樽を持ち帰りました。

参加者は源助かぶ菜の収穫から漬け込みまでを体験しました。

参加者たちは畑で収穫したかぶ菜をきれいに洗いました。そしてスタッフに教えてもらいながら、切ったかぶ菜と、しょうゆ・砂糖・酢を配合した調味液を混ぜ合わせて樽に漬け込んでいました。

参加者は家で食べられるのを楽し

みに漬物樽を持ち帰りました。

源助かぶ菜漬け込み講習 伝統野菜の漬物づくりを体験



住民の意見などを集約 豊丘村議会政策提言書提出



豊丘村議会では、村民との意見交換会や各種団体との懇談で受けた意見などを、来年度予算に反映してもらおうと、12月20日に政策提言書として村長へ提出しました。

提言書は議会の基本条例に基づいて毎年提出しています。

今回の提言書に挙げられたのは、竹林整備、中学校東斜面の整備について、農地の扱い手対策についてなど9項目でした。

村では、予算編成や企画立案など

の場面で可能な限り反映したいとし

ています。

豊丘村・喬木村 水道水供給助け合い工事完了



豊丘村と喬木村では災害などで断水した時、消火栓を使ってホースで両村を繋ぎ、水道水の供給を助け合う工事が完了し、その通水試験が12月27日に行われました。

工事は、壬生沢川の小園旧県道線にかかる千代橋付近に両村が地下式の消防栓を設置。断水時には消防栓同士を飲料水送水用ホースで接続し、隣地域に水道水を供給するもので、豊丘村では、約80万円をかけ工事を行いました。

お互いに提供が可能なのは、配水池の標高がほぼ同じとなる、小園地区の約100世帯と、阿島北地区の約200世帯ということです。

豊丘村ふるさと応援大使
山本 博先生 着任
12月17日豊丘村ふるさと応援大使の委嘱式が行われました。新しいふるさと応援大使として、前任の（故）丸山克俊先生のご縁で豊丘村と交流があり、日本体育大学教授の山本博先生が着任しました。

山本先生は、ロサンゼルスオリンピック・アーチェリー選手でもあります。豊丘村制60周年の際には講演会をしていただきました。旅時間に立ち寄り、E-BIKEを試乗していただきました。



とよ旅 タイムス

Toyooka Travel Times

豊丘村観光協会
とよおか旅時間

TEL 0265-49-3395
FAX 0265-49-3396



旅時間に向けて色紙を頂きました。施設に掲示してありますので、是非ご覧ください。

おしゃれなデザインと力強い自転車が入りました。

レンタサイクルに新しいラインナップが加わりました。今回導入の自転車は利用者の方々から数多くの要望があつたクロスバイクタイプになります。河川敷などの平坦な道を走るのに適しています。

おしゃれなデザインと力強い自転車が入りました。

レンタサイクルに新しいラインナップが加わりました。今回導入の自転車は利用者の方々から数多くの要望があつたクロスバイクタイプになります。河川敷などの平坦な道を走るのに適しています。



道の駅とよおかマルシェ
案内所コンシェルジュ

とよおか旅時間では令和4年度より、とよおかマルシェにある観光案内所内でコンシェルジを行っております。その時に必要な豊丘村の観光情報を提供していますので、気軽にお声掛けください。

また、案内掲示ボードを設置し、観光ボスターや観光情報を見ていただけるようになります。さらに、村内の方にご提供いただいた花を飾らせてもらうなど、華やかでリラックスできる空間づくりをしています。現在は葉牡丹を飾っています。

お申込みは、1月20日（金）までに、お近くの農業委員、推進委員、または事務局へお願いします。申し込み際に、参加したいグループをお伝えください。



小さな作品展

写真展示を行いました。

高森町在住の山岸さんが撮影した写真を、12月17日から2週間展示しました。

※ご参加の際はマスクの着用をお願いします。
体調がすぐれない方は参加をお控えいただきますようお願いします。
新型コロナウイルスの感染状況によっては、やむを得ず中止させていただく場合があります。
例年意見交換会終了後に行っておりました懇親会は行いません。

こんにちは 農業委員会です

農業委員会事務局（産業振興課 農政係 ☎ 35-9056）

◆農業者の表彰を行います

農業委員会では、農業へのやりがいの創出と担い手の確保を図るとともに、農業の振興発展のため、豊丘村の農業に貢献された農業者及び、優れた農業後継者・農業女性の表彰を行います。

表彰基準

- (1) 永年従事者表彰
ア 豊丘村に居住する85歳以上の者で、認定農業者に準ずる農業経営を実践し、現に自家農業に従事する農業専従者であること。
イ 地域に対する理解と協調性が高く、地域の信望があるものであること。
- (2) 優秀農業後継者
ア 豊丘村に居住する概ね50歳までの農業後継者及び新規就農者で、現に自家農業に従事する農業専従者であること。
イ 自立経営又は自立志向農家の後継者であること。
ウ 農業生産技術が高く、立地条件を生かした計画性と、創造性に富み、経営成果が優れていること。
- (3) 優秀農業女性
ア 豊丘村に居住する農家の女性で、現に自家農業に従事する農業専従者であること。
イ 兼業化、高齢化の進行する中にあって、農業経営を維持するための中心的な存在であること。
ウ 地域に対する理解と協調性が高く、地域の信望があるものであること。

表彰式

農村フォーラム21（3月開催予定）

表彰該当者の選定は、農業委員会で行います。決定しましたら、該当の方へ通知にてお知らせします。

◆「語ろう！豊丘の農業」参加者募集

農業委員会では、村の農業について語る会を計画しました。今回は栽培品目別のグループに分かれて、意見交換を行います。日頃の悩み・想いについて語りませんか？

日 時	令和5年2月3日（金） 意見交換会：午後1時30分～
場 所	豊丘村役場2階 中会議室
内 容	栽培品目別グループで意見交換会
～①野菜・花卉／②水稻・畜産／③果樹に分かれます～	

お申込みは、1月20日（金）までに、お近くの農業委員、推進委員、または事務局へお願いします。申し込み際に、参加したいグループをお伝えください。

※ご参加の際はマスクの着用をお願いします。

体調がすぐれない方は参加をお控えいただきますようお願いします。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、やむを得ず中止させていただく場合があります。

例年意見交換会終了後に行っておりました懇親会は行いません。

飯田の情報

情報

■受付場所
長野県住宅供給公社飯田管理センター
飯田市追手町2-1-641-147
(県南信消費生活センター)
1階

■対象
中高生～30歳代
長野県看護大学
母性・助産看護学分野
教授 古川 亮子 氏

分のライフプランについて
考えてみましょう
●参加申込
http://zoom.us/meeting/
register/JJldOyyvpjorH9M_mUbx4PHJC24pD5vNj
●その他
・次のアドレスから事前に申込をお願いします。申込完了後、受講のためのURL等が記載されたメールが自動送信されます。

●お問い合わせ先
長野県看護大学事務局 教務・学生課
0265-81-5100
・参加申込方法など不明な点は事務局教務課・学生課までご連絡ください。
・公開講座チラシは、左記のアドレスからご覧ください。
<https://www.nagano-nurs.ac.jp/lecture/>

●開催のお知らせ
長野県看護大学
開催のお知らせ
■日時
令和5年2月23日(木・祝)
午後1時～午後2時30分
■実施方法
オンライン開催(Zoom)
■テーマ
未来の自分の作り方
今を知つてこれから白

令和5年度長野県シニア大学の学生募集について

飯田保健福祉事務所
長野県では、令和5年度長野県シニア大学の学生を募集します。

■一般コース

長野県シニア大学の学生を募集します。

■募集内容

①種別：シニア大学飯伊学部
②募集人員：60名(先着順)
③対象者：概ね50歳以上
④修学期間：2年間(年間15日)
⑤学習内容：教養講座・趣味健康交流講座・地域づくり
講座
⑥受講料等：年間12,000円(教材費など別途負担あり)

■募集期間

令和5年2月1日(水)
～3月31日(金)

県営住宅入居者統一募集

飯田保健福祉事務所福社課
内事務局

②役場健康福祉課福社係
☎ 35-9060(直通)

■お問い合わせ先

長野県住宅供給公社飯田管理センター
理センター
☎ 0265-48-0460

県看護大学公開講座開催のお知らせ

長野県看護大学
開催のお知らせ
■日時
令和5年2月23日(木・祝)
午後1時～午後2時30分
■実施方法
オンライン開催(Zoom)
■テーマ
未来の自分の作り方
今を知つてこれから白

●お問い合わせ先
長野県看護大学事務局 教務・学生課
0265-81-5100
・参加申込方法など不明な点は事務局教務課・学生課までご連絡ください。
・公開講座チラシは、左記のアドレスからご覧ください。
<https://www.nagano-nurs.ac.jp/lecture/>

飯田・下伊那地域の事業主さん共済会に加入しませんか!

加入事業所募集中
(加入は事業所単位2名以上)
毎日を健康で楽しく働くための
お手伝いをします!!

一般財団法人
飯田労働者共済会
TEL.0265-52-6566
FAX.0265-52-0155

395-0024 飯田市東栄町3108番地1
飯田労働者共済会セカイゼン
ホームページ：<http://www.kinkyosensei.jp/>
E-mail:kinkyosensei@nisan.janis.or.jp

広報とよおか R5.1.16 (20)

■無料
相談料
令和5年2月4日(土)
午前10時～午後5時30分
対象
15歳～49歳で就労している
いわきさんの保護者の方

※事前予約が必要です。電話またはホームページからお申し込みください。

■日時

令和5年2月4日(土)

午前10時～午後5時30分

いわきさんの保護者の方

法律問題、お気軽にお問合わせを!!

法律相談ではありませんが、長野県弁護士会では「無料電話ガイド」を設けています。お気軽に、お問合せください。
・1回10分程度、弁護士のガイドを受けられます。
・電話：026-231-3031
・平日：午後1時15分から2時45分
また、その他の時間帯は長野県弁護士会飯田在住会にて、相談窓口などをご案内しています。 ☎: 0265-48-0664

水道管凍結にご注意を!! 凍結した時はご連絡ください

水道管の修理は、豊丘村指定給水装置工事業者へ連絡してください。
その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。

建設環境課 上下水道係 TEL: 0265-35-9058

今月の納税

口座引落日	2月27日(月)	令和4年度 「税に関するポスター」入選作品
納入日	2月24日(金)	
納期限	2月28日(火)	



・集合税 9期分
・固定資産税 4期分
・水道料 12・1月分
・保育料 2月分
・介護保険料(普通徴収分) 2月分
・後期高齢者医療保険料 2月分
(普通徴収分)
今月の村税等夜間収納窓口は
2月28日(火)17:15～19:00です。

税務会計課 税務係 ☎ 35-9051

夜間窓口について

【日時】毎週月曜日 17:15～19:00
【場所】役場窓口係(正面玄関から入場ください)
【取扱業務】
○戸籍・住民票・印鑑証明等の発行
○印鑑登録
○マイナンバーカード申請・交付手続き
※転出・転入等の手続きは行えません。

コンビニ交付について

コンビニで「住民票」と「印鑑証明」を取得できます。
ぜひご利用ください。
【必要なもの】
・マイナンバーカード・数字4桁のパスワード
【利用可能時間】6:30～23:00(土日祝日も可能)

時間外交付について

【交付できるもの】
○住民票 ○所得証明書 ○印鑑登録証明書
※あらため業務時間中に申し込みが必要です。
※戸籍等は交付できません。

税務会計課 窓口係 ☎ 35-9059

ひとり 入会金200円・月会費300円(負担金年1回300円) (事業主負担の場合、税込上、税金等として処理されます)

・慶弔寄付：結婚・小中学校入学金、見舞金等の給付
・健常増進：インフルエンザ予防接種助成金等
・自己啓発：資格取得試験受験料助成金等
・余暇活動：推奨ツアー・人ホーリング等助成金等
・その他：チケット・各種カート特別価格等

395-0024 飯田市東栄町3108番地1
飯田労働者共済会
一般財団法人
飯田労働者共済会
TEL.0265-52-6566
FAX.0265-52-0155

保育園 どれみ

中央保育園から

No 257



お顔を出して、はいちーず！



カルタたのしいな



こんなにのぼれるよ☆



マジックショー！！



土手すべり気持ちいい～！

在籍園児数 令和5年1月1日現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	30	19	13	15	77
中央保育園	41	21	31	24	117
南保育園	19	11	14	7	51
合 計	90	51	58	46	245



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2023.2

■通巻383号

●人の動き● R.5.1.1現在(前月比)

人口: 6,603人 (+ 2人)	住民異動届(R.4.12月中)
男: 3,294人 (+ 3人)	転入: 12人
女: 3,309人 (- 1人)	転出: 5人
世帯: 2,227戸 (+ 1戸)	出生: 2人
	死亡: 7人



豊丘村ロゴマーク

■印刷／龍共印刷株



●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒 399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稚 3120 番地

電話 0265-35-3311 (代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp